

【第三种郵便物認可】

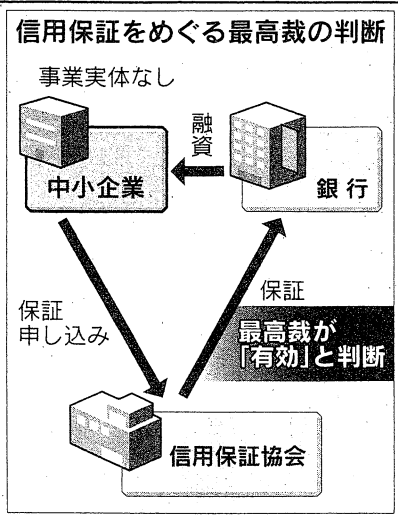
事業実体なし 融資後に判明

信用保証は「有効」

最高裁初判断

中小企業への融資後に事業の実体がないことが判明した場合、信用保証協会による返済の保証が有効かどうか争われた訴訟の上告審判決が19日、最高裁第1小法廷（大谷直人裁判長）であった。同小法廷は保証が有効で、同協会が債務を肩代わりすべきだと初判断を示した。

「一律無効、趣旨に反する」



同小法廷は判決理由で「金融機関が相当な調査をしても、事後的に中小企業の実体がないと判明する場合はあり得る」

▼信用保証制度 中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会に保証料を支払い、倒産などで返済できなくな

と指摘。「一律に無効とすれば、金融機関が融資をためらい、金融の円滑化を図る信用保証協会の目的に反する」と述べた。

事業の実体がない中小企業への融資の信用保証をめぐっては、地裁や高裁で有効か無効かの判断が割れている。最高裁が判断を示したことで、今後の訴訟や融資の実務に

った場合に信用保証協会が債務を代位弁済（肩代わり）する。信用保証が付くことで融資を受けやすくなる。

影響するとみられる。問題になったのは、2009年1月に北国銀行（金沢市）が地元の牛乳小売会社に貸付けた5千万円の融資。同社は融資直前に第三者に事業を譲渡して実体がないことを銀行に伝えず、10年に破産手続き開始を申し立てた。

北国銀行は石川県信用保証協会と保証契約を結んでいたため、同協会が焦げ付いた約4900万円を代位弁済した。その後、実体なかったことが判明。同協会は「実体がないと分かっていたら保証しなかった」として全額返還を求めて北国銀行を提訴した。

一審・金沢地裁判決は北国銀行が牛乳小売会社に関する調査を怠っていないと認める一方、「信用保証契約の重要な部分に錯誤があった」として契約が無効とした。二審

名古屋高裁金沢支部判決も同様に無効と認めて北国銀行に全額の返還を命じ、銀行が上告した。同小法廷は「事後的に実体がないと分かった場合に、保証を無効とする内容を契約に盛り込むことができたはずだ」などとして、保証は有効と判断。二審判決を破棄し、信用保証協会の請求を退けた。

石川県信用保証協会は、経営状態が厳しい特定の業種を対象とした信用保証制度を利用していた。上告審で「保証協会は金融機関の調査を尊重しており、不正な制度利用のリスクは金融機関が負うべきだ」と主張。判決は「銀行が相当な調査をすべき義務に違反した場合には保証協会は債務を免れることができる」との見方も示した。融資を受けた会社は、